

川崎市建設発生土取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市建設副産物取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、要綱第5条第1項に規定する建設発生土（以下「建設発生土」という。）の取扱いについて必要な事項を定める。

(建設発生土搬入等の承認)

第2条 建設発生土を搬入しようとする者（以下「搬入者」という。）で、要綱第4条第2項に規定する浮島中継ヤードの指定を受けた者は、浮島中継ヤード建設発生土発券依頼書（第1号様式）により建設緑政局長の承認を受けなければならない。また、要綱第4条第3項に規定する施設の横浜市環境創造局改良土プラント（以下「プラント」という。）の指定を受けた者は、横浜改良土センター株式会社の定める手続きに基づき、利用申込手続きをとらなければならない。

2 要綱第4条第2項に規定する浮島処分地の指定を受けた搬入者は、川崎市浮島指定処分地建設発生土受入要綱（以下「浮島処分地要綱」という。）の規定に基づき港湾局長の承認を受けなければならない。

3 要綱第4条第2項に規定する建設資源広域利用センター受入地（以下「受入地」という。）の指定を受けた搬入者は、株式会社建設資源広域利用センター（以下「広域利用センター」という。）の定める手続きに基づき、広域利用センターの承認を受けなければならない。

4 建設緑政局長は第1項の承認をする場合に、必要な条件を付することができる。

(承認事項の変更)

第3条 前条第1項の規定により建設緑政局長の承認を受けた搬入者は、承認を受けた内容に変更が生じたときは、直ちに浮島中継ヤード建設発生土受入変更発券依頼書（第2号様式）により建設緑政局長の承認を受けなければならない。

2 前条第2項の規定により港湾局長の承認を受けた搬入者は、承認を受けた内容に変更が生じたときは、直ちに浮島処分地要綱の規定に基づき、港湾局長の承認を受けなければならない

3 前条第3項の規定により承認を受けた搬入者は、承認を受けた内容に変更が生じた

ときは、直ちに広域利用センターの定める手続きに基づき、広域利用センターの承認を受けなければならない。

(建設発生土搬入整理券)

第4条 第2条第1項の規定により建設緑政局長の承認を受けた搬入者は、建設緑政局から建設発生土搬入整理券(第3号様式)(以下「搬入整理券」という。)の交付を受けるものとする。なお、建設発生土搬入等の承認については、搬入整理券の交付をもって承認したものとする。

2 第2条第2項の規定により港湾局長の承認を受けた搬入者は、浮島処分地要綱の規定に基づく搬入整理券の交付を受けるものとする。

3 第2条第3項の規定により広域利用センターの承認を受けた搬入者は、広域利用センターの定める整理券の交付を受けるものとする。

4 搬入者は、交付を受けた整理券を第三者に譲渡してはならない。

(整理券の提出等)

第5条 第4条第1項に規定する搬入整理券にて事業者指定され浮島中継ヤードに建設発生土の搬入をする者は、入場する際に、浮島中継ヤードの係員に搬入整理券を提出しなければならない。

2 浮島処分地に建設発生土を搬入する者は、浮島処分地要綱に定める手続きを行わなければならない。

(完了届)

第6条 第2条第1項の規定により建設緑政局長の承認を受けた搬入者は、建設発生土の搬入を完了したときは、速やかに浮島中継ヤード建設発生土搬入完了届(第4号様式)を建設緑政局長に提出しなければならない。建設発生土搬入完了届を受けた際は、浮島中継ヤード建設発生土搬入実績書(第5号様式)にて搬入実績を通知する。

2 第2条第2項の規定により港湾局長の承認を受けた搬入者は、建設発生土の搬入を完了したときは、浮島処分地要綱に定める手続きを行わなければならない。

3 第2条第3項の規定により広域利用センターの承認を受けた搬入者は、建設発生土の搬入を完了したときは、広域利用センターの定める手続きを行わなければならない。

(建設発生土搬入受入等料金)

第7条 建設発生土搬入受入等料金は次の各号によるものとする。

(1) 第2条第1項に規定する浮島中継ヤードへの建設発生土搬入受入料金(以下「受

入料金」という。)については、別表のとおり定める。

(2) 第2条第2項に規定する浮島処分地への受入料金については、浮島処分地要綱に定めるものによる。

(3) 第2条第3項に規定する受入地への受入料金については、広域利用センターの定めるものによる。

(受入料金の納入)

第8条 第2条第1項に規定する浮島中継ヤード建設発生土発券依頼書にて納入通知書通知先に指定され建設発生土を搬入した者は、川崎市（以下「本市」という。）が発行する納入通知書により前条第1号に定める受入料金を、納入通知書記載の指定期間内に納入しなければならない。

2 第2条第2項に規定する浮島処分地の指定を受け建設発生土を搬入した者は、浮島処分地要綱の定める規定に従い、受入料金を納入しなければならない。

3 第2条第3項の規定により広域利用センターへの承認を受けた搬入者は、広域利用センターの定める規定に従い、受入料金を納入しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は特別な事情があると認めるものについては、建設発生土の受入の際に、これを徴収することができる。

(履行遅滞に係わる措置)

第9条 前条第1項に規定する搬入者が、納入通知書記載の指定期間内に料金の納入をおこたったときは、受入料金にその翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納入期日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額（1,000円未満を除く。）に相当する金額を当該受入料金等に加算して納入しなければならない。

2 前条第2項に規定する搬入者が、料金の納入をおこたったときの措置は、浮島処分地要綱の定めによるものとする。

3 前条第3項に規定する搬入者が、受入料金の納入をおこたったときの措置は、広域利用センターの定めによるものとする。

(承認の取消し)

第10条 市長は、建設発生土の受入の承認を受けた者が、承認の内容及び条件に違反したときは、又は市長が不相当と認めたときは、原状回復等の措置をとることを命じるとともに、その承認を取消すことができる。

(損害賠償)

第11条 建設発生土の受入の承認を受けた者は、建設発生土の搬入に関し、市に損害を生じさせた場合には、原状回復等必要な措置をとるとともに、その損害を賠償しなければならない。

(建設発生土受入基準)

第12条 浮島中継ヤードへの建設発生土の受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 有害物質（浮島処分地要綱に定める項目及び基準値を超える物質をいう。以下同じ。）を含まないこと。
- (2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の「廃棄物」に該当するものを含まないこと。

2 浮島中継ヤードへ搬入で、1件工事で1,000 m³以上発生する建設発生土並びに、建設発生土の発生面積の規模が2,500 m²以上の工事から発生する建設発生土については、別に定める浮島処分地要綱に基づき、事前に「検定試験表」を提出すること。受入基準を超えた項目がある場合は、その建設発生土を受け入れないものとする。

なお、設計変更等により1,000 m³又は2,500 m²を超えることが明らかになったときは、変更申込書とともに「検定試験表」を提出しなければならない。

3 浮島中継ヤードへの搬入建設発生土で、本市との協定締結先である建設発生土の最終受入地の受入基準が別途定められている場合は、その基準を本市受入基準に加算するものとする。

4 浮島処分地、広域利用センター受入地への建設発生土の受入基準はそれぞれの処分地で定める基準によるものとする。

(土質改良を行う建設発生土受入基準)

第12条の2 横浜市環境創造局改良土プラントへ搬入する土質改良を行う建設発生土の受入基準は、横浜改良土センター株式会社が定める施設利用要領のとおりとする。

(建設発生土の撤去)

第13条 建設発生土の受入の承認を受けた者が、第12条の受入基準を超える建設発生土を搬入したときは、請負者の責任において撤去するものとする。

(中継ヤードの稼働期間等)

第14条 中継ヤードの稼働期間は、次のとおりとする。ただし、建設緑政局長が必要と認めた場合は、稼働期間を変更することができる。

名 称	浮島中継ヤード	
受 付 時 間	8:30～16:30 (ただし、12:00～13:00 を除く)	
休業日	日曜日、休日、年末年始 (12 月 29 日 ～1 月 4 日)、土曜日	

- 2 休業日以外で天候の不良等により建設発生土受入が不適切の場合は、時間単位又は日にち単位で中継ヤードの建設発生土の受入取扱いを中止することができる。
- 3 第2条第2項及び第3項規定の浮島処分地、受入地の稼働期間等は、それぞれの定めによるものとする。
- 4 搬入車両が違法改造車両、高枠車両及び過積載車両の場合、中継ヤードへの入場はできないものとする。

(その他必要事項)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建設緑政局長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際、債務負担工事及び繰越工事の建設発生土の取扱いについては、川崎市指定処分地建設発生土受入要領及び川崎市土質改良プラントにおける原料土及び改良土取扱要領の規定による。ただし、建設廃材の取扱いについては、従前の例による。
- 3 川崎市指定処分地建設発生土受入要領及び川崎市土質改良プラントにおける原料土及び改良土取扱要領は廃止する。
(履行遅滞に係わる措置の特例)
- 4 第9条第1項に規定する延滞金の割合は、同条の規定にかかわらず、当分の間、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加

算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

附 則

- 1 この要領は、平成12年1月1日から施行する。
- 2 改正後の要領附則第4項の規定は、延滞金のうち平成12年1月1日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領施行の際、債務負担工事及び繰越工事の建設発生土の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

2 川崎市建設副産物取扱基準は廃止する。

3 川崎市中継ヤード建設発生土に係る検定試験実施要領は廃止する。

別表(第7条関係)

1 浮島中継ヤード

車種区分	2 t 車 (1.1m ³ 換算)	4 t 車 (2.2m ³ 換算)	10 t 車 (5.5m ³ 換算)
ダンプトラック1台当たりの料金 (税込み)	6,334円 (本体価格5,759円)	12,670円 (本体価格11,519円)	31,677円 (本体価格28,798円)

浮島中継ヤード建設発生土発券依頼書

年 月 日

建設緑政局長

工事等担当局長

川崎市建設副産物取扱要綱、川崎市建設発生土取扱要領、その他関係法規(特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する産業廃棄物に該当しないこと)に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。

なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理致します。

工事名(契約名)			
工期末	西暦	年	月 日
担当部署名		監督員名	
検定の要否判定	搬出地域 (レ点を記入)	下記以外 公害防止条例による調査必要地 河川区域	
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No1～No37 に係る検定		
	契約土量	m3	検体[参考1参照]
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 ダイオキシン類 に係る検定		
必要とする建設発生土搬入整理券	券種		枚数
	2t車	1.1m3/台換算	枚
	4t車	2.2m3/台換算	枚
	10t車	5.5m3/台換算	枚
現場代理人氏名及び連絡先	氏名 TEL:		
添付資料	(1)「契約書」の写し (2)検定有りの場合:「土砂検定試験結果表(計量証明部分のみ)」の写し及び試料採取位置図		
納入通知書送付先	原則として、契約書に記載されている住所に送付		

※納入通知書の送付先について、納入手続に支障がある場合には監督員よりご相談ください。

[参考1]No1～No37 に係る検体数

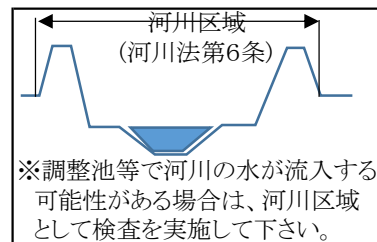
搬出地域	右記以外	公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
契約土量		
0m3 ≤ 土量 < 1000m3	0	1
1000 ≤ 土量 < 4000m3	1	1
4000 ≤ 土量 < 6000m3	2	2

公害防止条例による調査必要地
「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」にて土壌調査が必要とされた土地

※以降、2000m3増加するごとに1検体増

[参考2]ダイオキシン類(No38～No39)に係る検体数

搬出地域	右記以外	公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
発生面積		
0m2 ≤ 面積 < 2500m2	0	1
2500 ≤ 面積 < 5000m2	1	1
5000 ≤ 面積 < 7500m2	2	2



※以降、2500m2増加するごとに1検体増

浮島中継ヤード建設発生土受入変更発券依頼書

年 月 日

建設緑政局長

工事等担当局長

川崎市建設副産物取扱要綱、川崎市建設発生土取扱要領、その他関係法規(特に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に抵触する産業廃棄物に該当しないこと)に適合していることを工事等担当課の責任において確認し、次の内容にて発券を依頼します。
 なお、発行された建設発生土搬入整理券は、工事等担当課及び請負者にて適切に管理致します。

	<input checked="" type="checkbox"/> 未使用券は変更しない。		
工期の変更	変更後の完成期限 年 月 日		
券種の変更	変更後に必要とする券種	t車券 枚	⇒ t車券 枚へ変更
土量の変更 (整理券枚数の変更)	券種		増加枚数
	2t車	1.1m ³ /台換算	枚
	4t車	2.2m ³ /台換算	枚
	10t車	5.5m ³ /台換算	枚
追加検定の要否判定 ※土量及び面積の変更 がある場合のみ記入	搬出地域 (レ点を記入)	<input type="checkbox"/> 下記以外 <input type="checkbox"/> 公害防止条例による調査必要地 <input type="checkbox"/> 河川区域	
	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 No1~No37 に係る検定		
	変更後の 総契約土量	m ³	検体[参考1参照]
添付資料	川崎市浮島指定処分地建設発生土等受入要綱 別表1 ダイオキシソ類 に係る検定		
	変更後の 総発生面積	m ²	検体[参考2参照]
	(ア)「(当初)契約書」の写し (イ)「土砂検定試験結果表」の写し(計量証明書部分のみ)及び試料採取位置図 ※追加検定は、当初検定数との差分のみ実施・提出して下さい。 (ウ)未使用券の一部を変更する場合は、変更予定の整理券(PDF)を添付して下さい。		

[参考1]No1~No37 に係る検体数

搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
契約土量		
0m ³ ≤ 土量 < 1000m ³	0	1
1000 ≤ 土量 < 4000m ³	1	1
4000 ≤ 土量 < 6000m ³	2	2

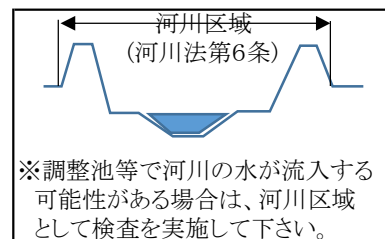
※以降、2000m³増加するごとに1検体増

公害防止条例による調査必要地
 「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」にて土壌調査が必要とされた土地

[参考2]ダイオキシソ類 (No38~No39) に係る検体数

搬出地域	右記以外	・公害防止条例による調査必要地 ・河川区域
発生面積		
0m ² ≤ 面積 < 2500m ²	0	1
2500 ≤ 面積 < 5000m ²	1	1
5000 ≤ 面積 < 7500m ²	2	2

※以降、2500m²増加するごとに1検体増



第3号様式（第4条第1項関係）

No.

承認番号	
浮島中継ヤード 建設発生土 搬入整理券	不正使用厳禁。 本券を係員に提出した後、係員の指示に従い建設発生土 を降ろして下さい。
有効期限	事業者
工期末	住所
	氏名
t 車	
川崎市	

建設緑政局控

浮島中継ヤード建設発生土搬入完了届

年 月 日

建設緑政局長

工事等担当局長

次に記載の承認番号の事業について、建設発生土の搬入を完了しましたので届出ます。

搬入実績表の送付をお願い致します。

承認番号

工事名

浮島中継ヤード建設発生土搬入実績書

年 月 日

工事等担当局長

建設緑政局長

完了届の提出に関し、搬入実績を通知します。

監督課にて内容確認を行い、未使用券がある場合には裁断等の処理を行って下さい。

工事名

承認番号

搬入完了日

使用済券	2t車		枚
	4t車		枚
	10t車		枚
未使用券	2t車		枚
	4t車		枚
	10t車		枚